

【提 言】

攻めの農業を目指そう！

『儲かる』、『魅力ある』、『地域を活性化させる』で
若者に夢と希望を与える

2014 年（平成 26 年）4 月

一般社団法人 関西経済同友会

農業改革委員会

目 次

はじめに	1
○日本の農業のあるべき姿	2
(1) 持続可能な『儲かる農業』	
(2) 若者に夢と希望を与える『魅力ある産業』	
(3) 地方・地域を活性化する『成長産業』	
(4) 守る農業から『攻める農業』へ	
○日本の農業の現状・特徴	3
○日本の農業の課題と打開策	10
○日本農業への5つの提言	13
【提言1】長期的視野に基づく、『一貫した農政』を実施すべき	14
(1) 20年の長期計画を策定し、計画期間中は政策を変えない覚悟を	
(2) TPP、EPA、FTAといった経済連携の早期締結を	
(3) 大胆な規制改革は、先ずは特区で試せ	
(4) 『黄金のトライアングル』（生産者と研究機関と行政）を構築せよ	
(5) セーフティーネットの拡充を	
【提言2】国内農業のコスト競争力を強化し、農業の産業化を急げ	18
(1) 農地の大規模化により生産性を向上させよ	
(2) 補助金頼みから脱却し、自立した強い農業を目指せ	
(3) 政府は、農業のコスト低減・収益力向上のための農業技術開発を支援せよ	
【提言3】農業への新規参入、特に民間企業の農業参入を促せ	21
(1) 農業を成長産業とするために、民間企業を呼び込み、 その経営資源（人、モノ、金、ノウハウ）を最大限活用すべき	
(2) 農地法の改正により、参入要件を大胆に改変せよ	
(3) 地方自治体は、地域の基幹産業としての農業の再生と地域活性化のために、 農業団地を整備し、低利融資や税制優遇策により企業誘致を加速させよ	
(4) 農業法人への就職という形での就農を促し、若者を中心とした担い手育成を加速させよ	
【提言4】競争原理を導入し、国内流通の効率化と安定需要拡大の実施を	24
(1) 農協のあり方を見直し、購買にも販売にも競争原理の導入を	
(2) 農家は消費者目線のマーケティングを実施し、他の農家と競争しつつレベルアップを目指せ	
(3) 国内需要を喚起し、地産地消を推し進めよ	
(4) 食育を学校教育に組み込め	
【提言5】守る農業から『攻める』農業への転換を	27
(1) 輸出拡大のための支援策を拡充せよ	
(2) ブランド化、高付加価値製品の支援策を拡充せよ	
(3) 日本は、アジアの『フードバレー』、『ライスバレー』になれ	
おわりに	29
【参考資料】	
2012年度/2013年度 農業改革委員会活動状況	30
2013年度農業改革委員会名簿	32

はじめに

本委員会は、2012 年（平成 24 年）度より、「自由化後の日本農業のあるべき姿の検討」を主たる課題として調査・研究を開始した。講演会、関係者ヒアリング、現地視察を重ね、情報収集に努めた。

日本の農業は約 8 兆 5,000 億円の農産物を生産し、約 4 兆 8,000 億円の付加価値を生み出す産業である。しかし、日本経済全体に占める比重は年々低下しており、2012 年の農業の付加価値（GDP）は約 1%、総就業人口の約 3.8%を占めるにすぎない。輝く日本の再生のためには、貿易・投資立国という日本の原点に立ち戻り、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）をはじめとする FTA、EPA（自由貿易協定）を積極的に推進すべきだ。そのためにも、日本の農業を強く自立した魅力ある産業に変えなければならない。

2012 年 10 月と 2013 年 8 月の二度にわたり、韓国農業の実態や農政につき、調査・研究を行なう目的で、韓国に視察団を派遣した。韓国農業は、日本と同様に、米作、小規模農家が中心であり、農家の高齢化と後継者問題を抱えつつ、グローバル競争に晒されている。しかし、日本以上に貿易立国である韓国にとって、FTA、EPA を積極推進する以外に選択肢はない。韓国の歴代大統領すべてが、長期的な視野に立つ一貫性のある農政を実施し、農業の競争力強化のために、消費者ニーズに合わせた生産を推進し、無農薬・減農薬などのエコ農業や、品種改良による差別化・ブランド化など収益力向上を支援している。日本の FTA 比率は 19%、対する韓国の FTA 比率は 35%であるが、韓国農業はむしろ競争力が強化され、農家が開放政策を受け入れつつある。

2013 年 10 月には、フランス・オランダへ視察団を派遣した。フランスは、農地の集約・大規模化により競争力を強化する一方で、若者への世代交代を達成した欧州第 1 位の農業大国である。他方、オランダは、農業を貿易立国としての基軸に据え、研究機関、農業生産者及び食料・食品の生産・製造・輸送・輸出に関わる企業群との連携を取りながら世界をターゲットにした輸出戦略を実施し、小国ながら世界第 2 位の農業輸出国に成長している。

TPP については、2013 年 3 月に安倍総理が交渉参加を表明し、現在、交渉は最終局面に入っている。日本政府は、重要農産 5 品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖）を関税撤廃の対象から除くよう主張する一方、国内対策として、減反の廃止や農地中間管理機構（農地バンク）の設置などの施策を打ち出している。しかし、日本の農業を取り巻く環境は待ったなしの状況であり、5 品目についても関税を撤廃し、直接支払による農業支援に切り替えるべき時期に来ているのではないだろうか。

水が豊かで、四季があり、自然に恵まれた日本の国土を生かしつつ、農業を地方・地域の活性化の基盤とし、若者に夢と希望を与える魅力ある産業にするために、農業を成長戦略の主軸のひとつに位置づけ、異次元の規制改革・構造改革を断行すべきである。

2013 年 3 月、2 年間の当委員会活動の中間報告として、緊急提言「農業改革を断行し、農業を成長産業に - 『儲かる』、『魅力ある』、『地域活性化』を目指せ-」を発表した。

ここに、当委員会の 2 年間の集大成として、最終提言を行う。

日本の農業のあるべき姿

先ずは、国・行政や農業関係者のみならず、国民も「日本の農業のあるべき姿（ビジョン）」を共有すべきである。当委員会が考える「日本の農業のあるべき姿」は以下の4つである。

（１）持続可能な『儲かる農業』

農地の集約・大規模化による生産性向上、農業の多角化や、競争原理の導入によるコスト削減を通じた収益力向上、また、差別化・ブランド化などによる付加価値向上により、農業の産業としての競争力を強化すべきである。

（２）若者に夢と希望を与える『魅力ある産業』

従来型の小規模農業から、農業法人や民間企業の参入による組織化・大規模化された農業への転換を図り、「農業経営」という視点を導入することで、農業の成長産業化を加速すべきである。そうすることで、若者が夢と希望を持って農業に参入することが可能となり、農業が、やりがいや将来性のある魅力的な成長産業に発展する。

（３）地方・地域を活性化する『成長産業』

農業には、食料安全保障、国土保全、地域活性化（地方の基幹産業）といった多面的で重要な機能がある。つまり、農業は、国にとって極めて重要な産業であるとともに、特に地方にとっては基幹産業であり、将来の地域活性化に大きく寄与するものである。

（４）守る農業から『攻める農業』へ

自由貿易協定の締結が進めば、輸入ばかりでなく輸出を増やすチャンスともなる。日本の農業の国際競争力を強化し、従来の「守る」だけの農業から、打って出る「攻め」の農業に転じるべきである。

日本の農業の現状・特徴

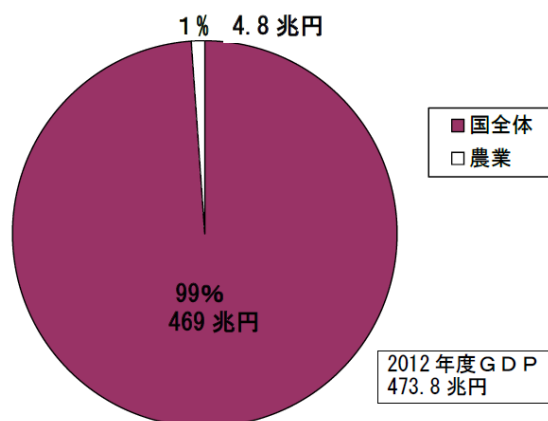
※出典：『農林水産省基礎統計2013』

○農業の位置づけ

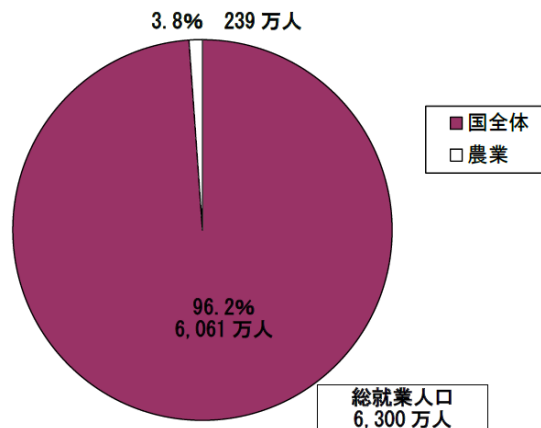
農業は、日本のGDP（473.8兆円）の約1%（4.8兆円）（2012年）

農業就業人口は、日本の総就業人口（6,300万人）の約3.8%（239万人）（2013年）

（図1） GDP割合（2012年）



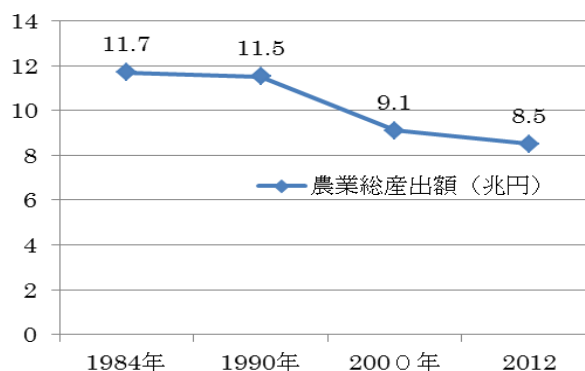
（図2） 総就業人口割合（2013年）



農業総産出額 8.5兆円（2012年）

【ピークは 11.7兆円（1984年）】

（図3） 農業総産出額（兆円）



○農業の輸出入

2012年

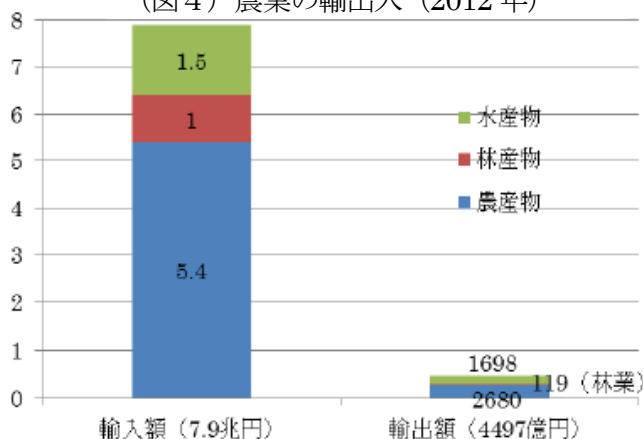
◆輸入額 7.9兆円

- ・農産物 5.4兆円
- ・林産物 0.97兆円
- ・水産物 1.5兆円

◆輸出額 4,497億円

- ・農産物 2,680億円
- ・林産物 118億円
- ・水産物 1,698億円

（図4） 農業の輸出入（2012年）



○米作中心

- ・農業従事者 239 万人のうち約 80%（約 190 万人）が稲作に従事（2013 年）

○小規模農家

- ・1 販売農家当たりの耕作面積は全国平均 2.1ha（2013 年）（政府目標 20-30ha）

○専業・兼業比率

- ・専業農家 28.7%、兼業農家 71.3%（2013 年概数）

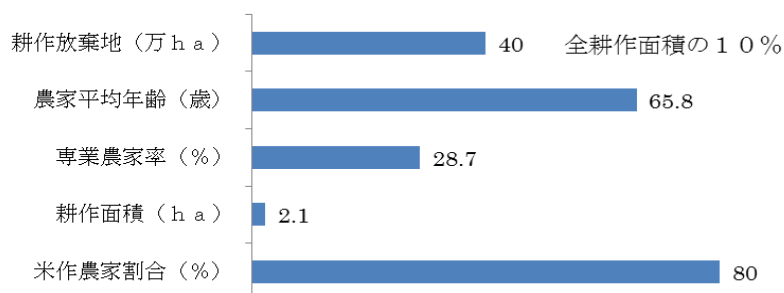
○農家の高齢化、後継者不足

- ・農家の平均年齢=65.8 歳（2012 年）

○拡大する耕作放棄地

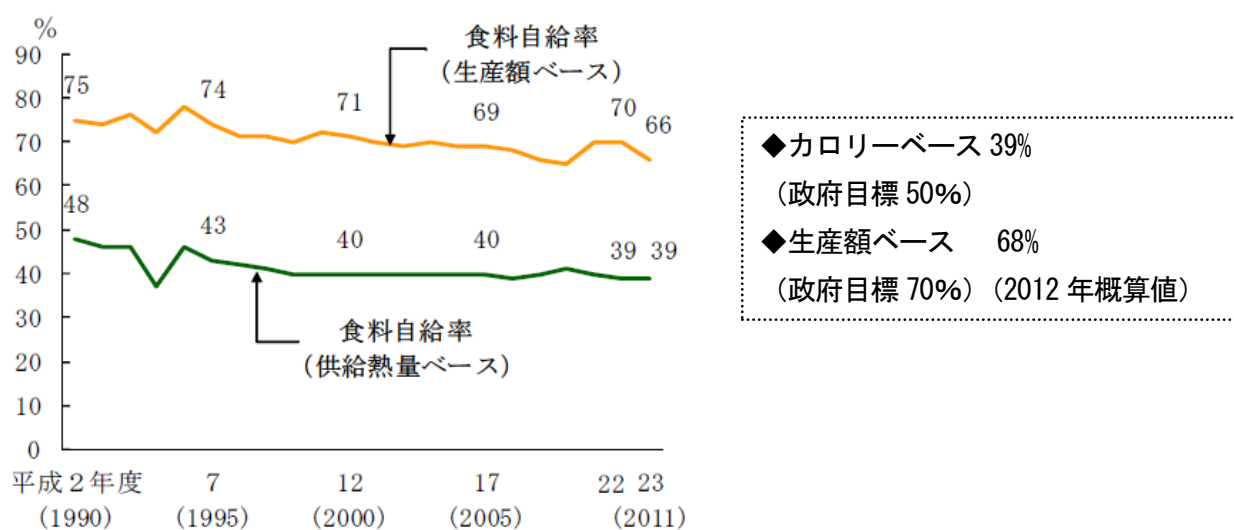
- ・約 40 万 ha=全耕作地の 10%相当（2010 年）

（図 5）2013 年農家実態
高齢・米作中心・小規模・低専業率



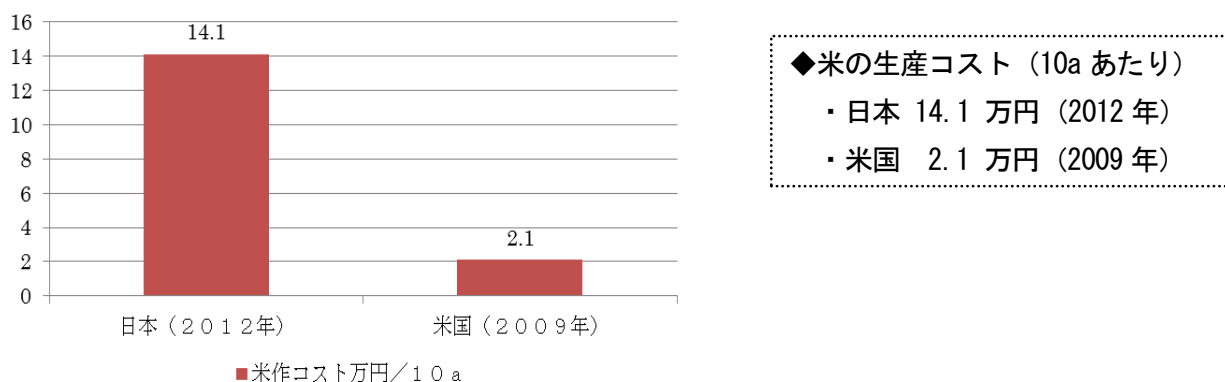
○低い自給率

（図 6）農林水産省「食料需給表」



○高コスト

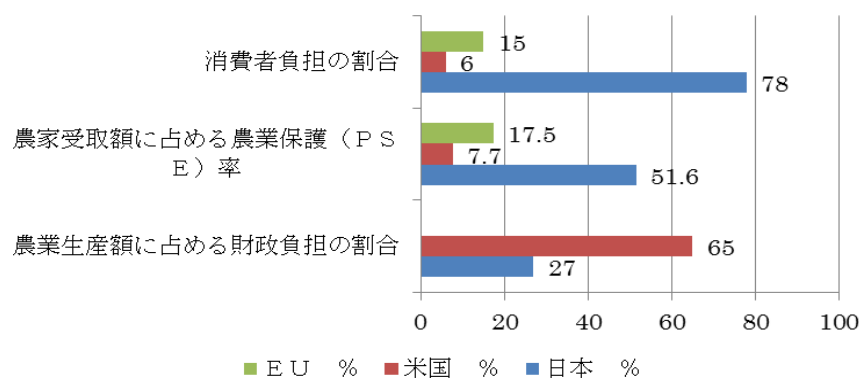
(図7) 米作コスト 万円/10a



○農業予算 (国家予算対比)

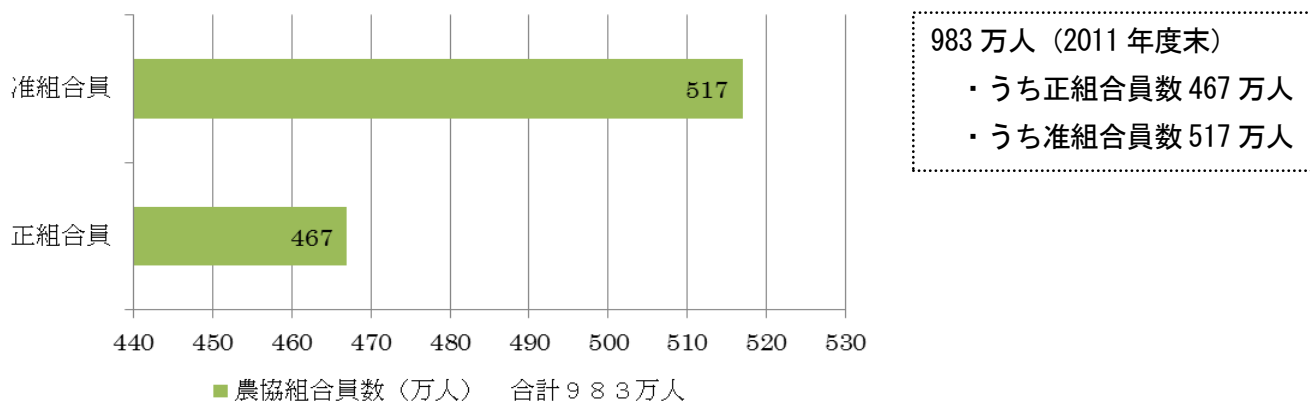
- ◆農業生産額に占める財政負担の割合・・・米国 65%、日本 27% (日本は関税でも守る)
- ◆農家受取額に占める農業保護 (PSE) 率・・・米国 7.7%、EU 17.5%、日本 51.6% (2011 年)
- ◆そのうち消費者負担の割合・・・米国 6.0%、EU 15.0%、日本 78% (3.6 兆) (2011 年)

(図8) 農業予算 (国家予算比率)



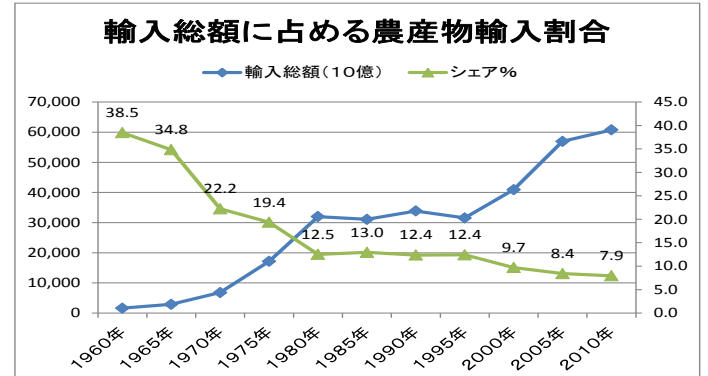
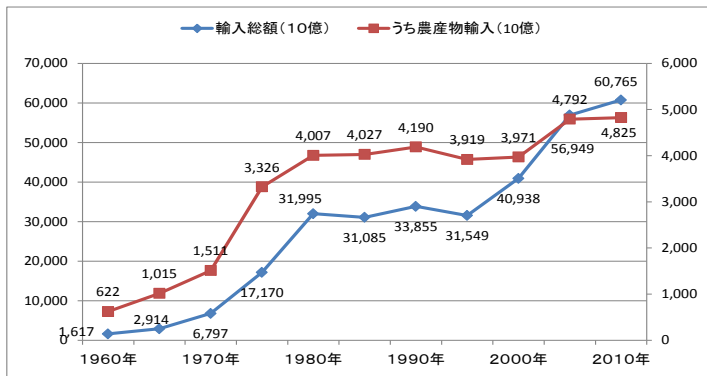
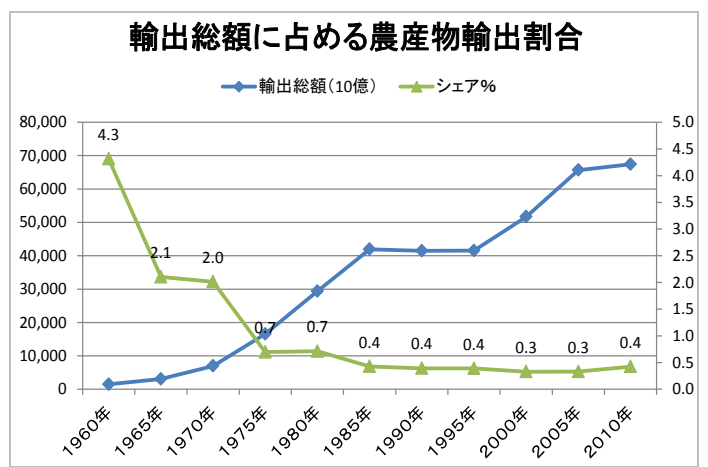
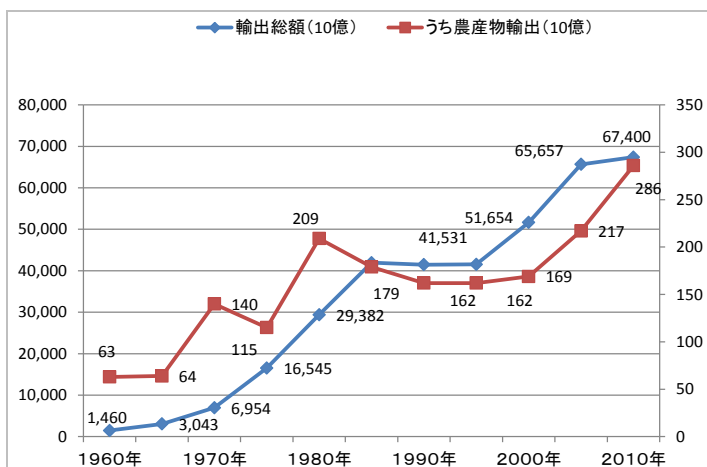
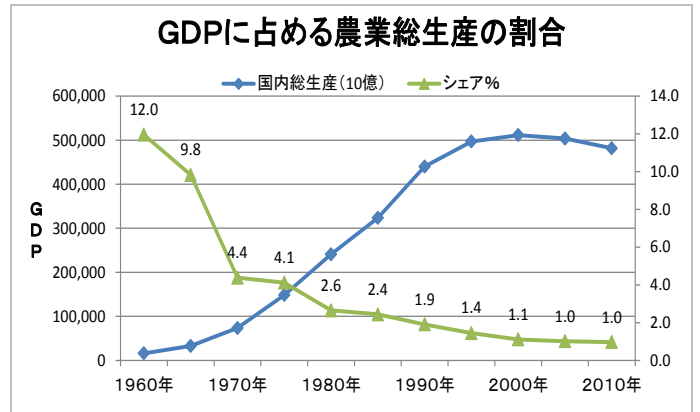
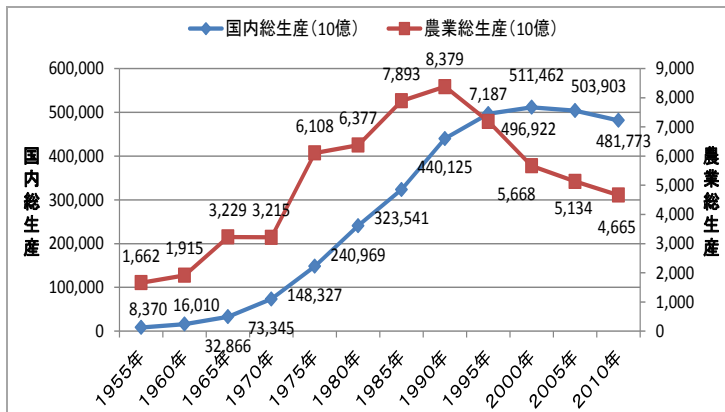
○農協の組合員数

(図9) 農協組合員数 (万人)



●GDPと農業生産額

資料) 平成24年度食料・農業・農村白書 参考統計表、農林水産省



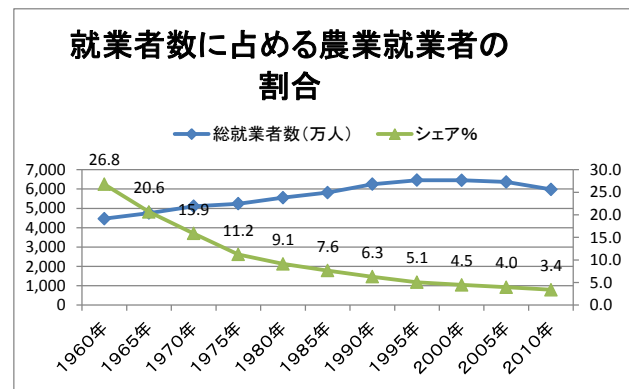
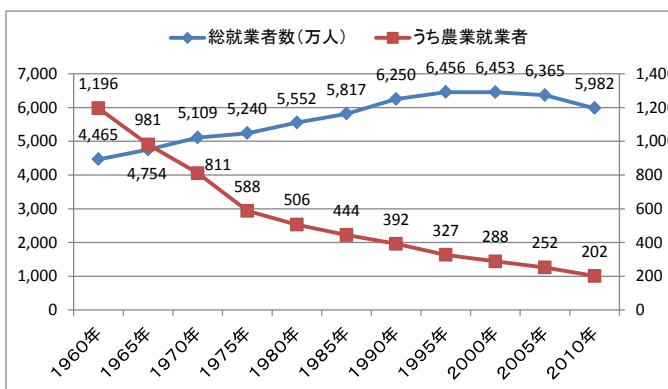
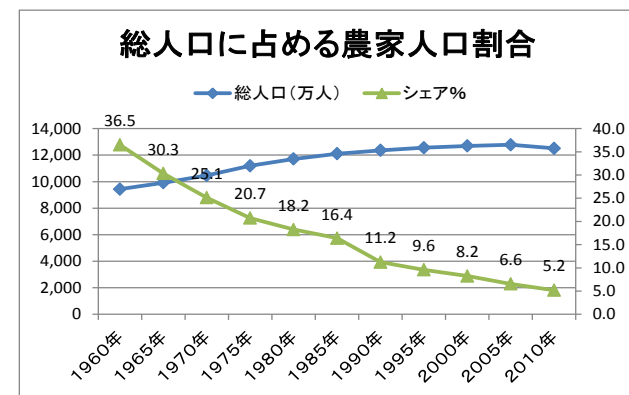
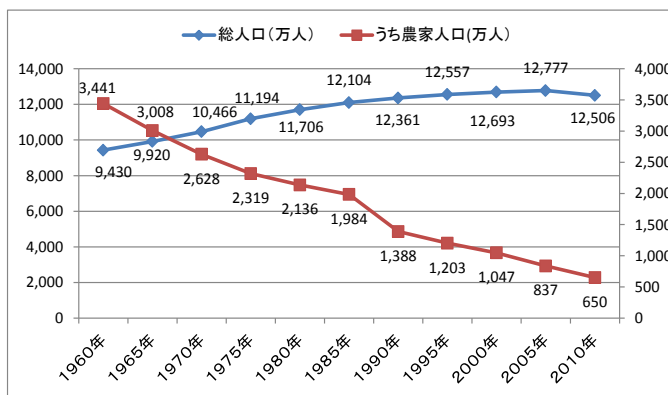
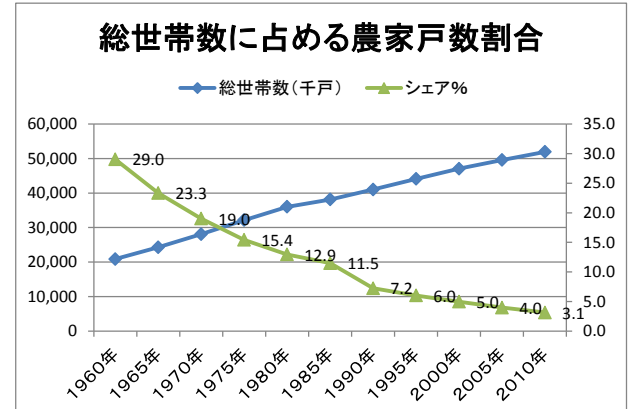
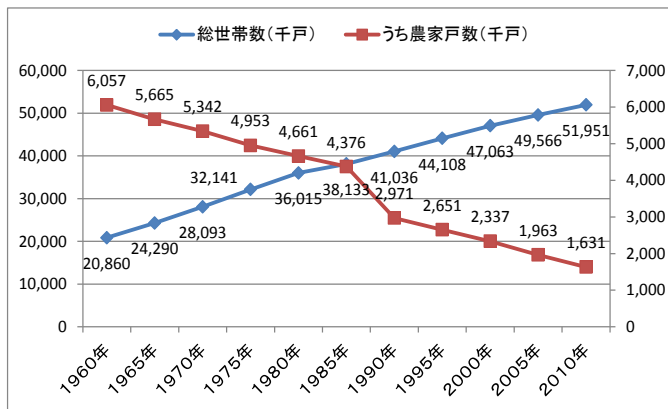
	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
国内総生産(10億)	8,370	16,010	32,866	73,345	148,327	240,969	323,541	440,125	496,922	511,462	503,903	481,773
農業総生産(10億)	1,662	1,915	3,229	3,215	6,108	6,377	7,893	8,379	7,187	5,668	5,134	4,665
シェア%	19.9	12.0	9.8	4.4	4.1	2.6	2.4	1.9	1.4	1.1	1.0	1.0

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
輸出総額(10億)	1,460	3,043	6,954	16,545	29,382	41,956	41,457	41,531	51,654	65,657	67,400
うち農産物輸出(10億)	63	64	140	115	209	179	162	162	169	217	286
シェア%	4.3	2.1	2.0	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
輸入総額(10億)	1,617	2,914	6,797	17,170	31,995	31,085	33,855	31,549	40,938	56,949	60,765
うち農産物輸入(10億)	622	1,015	1,511	3,326	4,007	4,027	4,190	3,919	3,971	4,792	4,825
シェア%	38.5	34.8	22.2	19.4	12.5	13.0	12.4	12.4	9.7	8.4	7.9

●農業従事者の割合

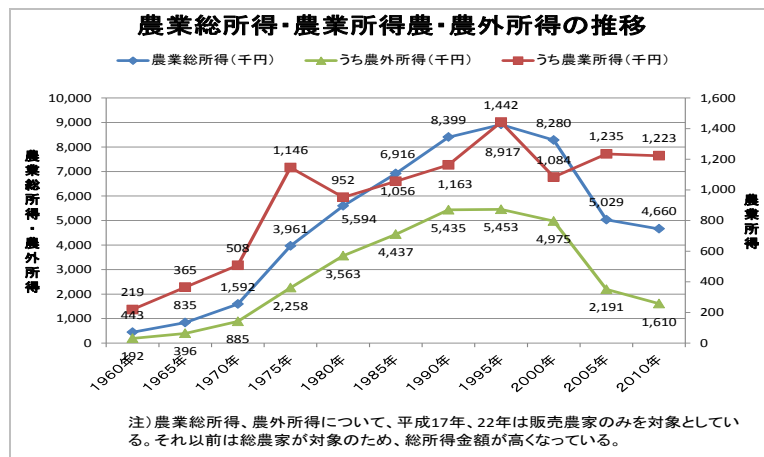
資料) 平成24年度食料・農業・農村白書 参考統計表、農林水産省



	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
総世帯数(千戸)	20,860	24,290	28,093	32,141	36,015	38,133	41,036	44,108	47,063	49,566	51,951
うち農家戸数(千戸)	6,057	5,665	5,342	4,953	4,661	4,376	2,971	2,651	2,337	1,963	1,631
シェア%	29.0	23.3	19.0	15.4	12.9	11.5	7.2	6.0	5.0	4.0	3.1
	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
総人口(万人)	9,430	9,920	10,466	11,194	11,706	12,104	12,361	12,557	12,693	12,777	12,506
うち農家人口(万人)	3,441	3,008	2,628	2,319	2,136	1,984	1,388	1,203	1,047	837	650
シェア%	36.5	30.3	25.1	20.7	18.2	16.4	11.2	9.6	8.2	6.6	5.2
	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
総就業者数(万人)	4,465	4,754	5,109	5,240	5,552	5,817	6,250	6,456	6,453	6,365	5,982
うち農業就業者	1,196	981	811	588	506	444	392	327	288	252	202
シェア%	26.8	20.6	15.9	11.2	9.1	7.6	6.3	5.1	4.5	4.0	3.4

●農家所得の推移

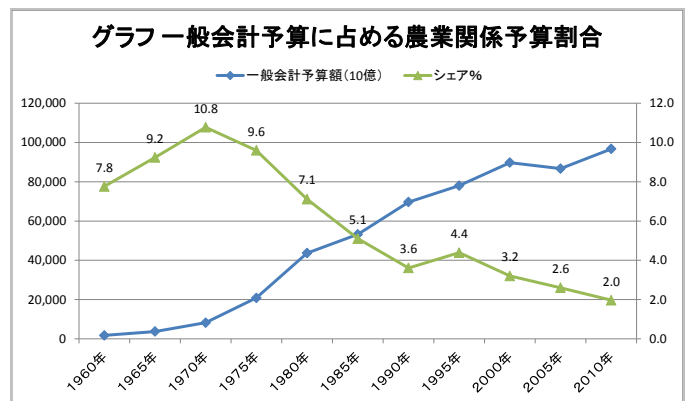
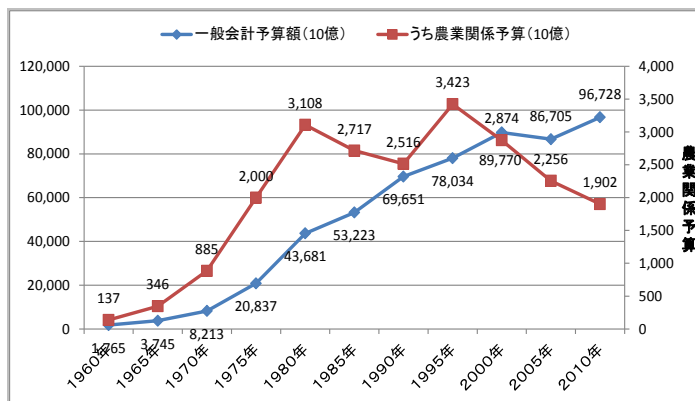
資料) 平成24年度食料・農業・農村白書 参考統計表、農林水産省



	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
農業総所得(千円)	443	835	1,592	3,961	5,594	6,916	8,399	8,917	8,280	5,029	4,660
うち農業所得(千円)	219	365	508	1,146	952	1,056	1,163	1,442	1,084	1,235	1,223
うち農外所得(千円)	192	396	885	2,258	3,563	4,437	5,435	5,453	4,975	2,191	1,610

●農業予算関係の推移

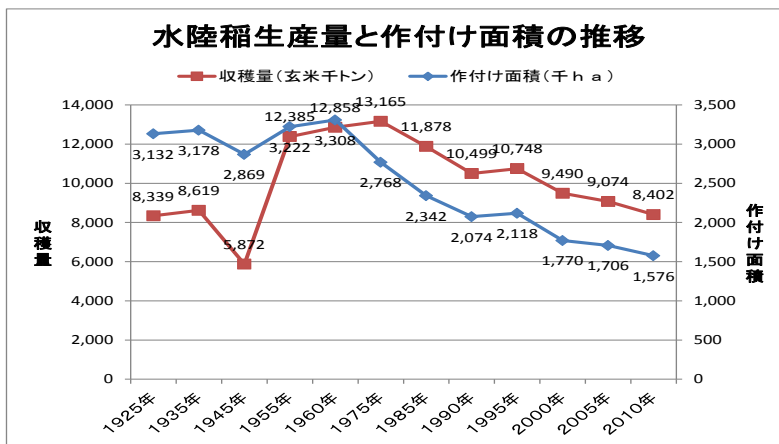
資料) 平成24年度食料・農業・農村白書 参考統計表、農林水産省



	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
一般会計予算額(10億)	1,765	3,745	8,213	20,837	43,681	53,223	69,651	78,034	89,770	86,705	96,728
うち農業関係予算(10億)	137	346	885	2,000	3,108	2,717	2,516	3,423	2,874	2,256	1,902
シェア%	7.8	9.2	10.8	9.6	7.1	5.1	3.6	4.4	3.2	2.6	2.0

●水陸稲の生産推移

資料) 農林水産統計 2012「作物統計」



	1925年	1935年	1945年	1955年	1960年	1975年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
作付け面積(千ha)	3,132	3,178	2,869	3,222	3,308	2,768	2,342	2,074	2,118	1,770	1,706	1,576
収穫量(玄米千トン)	8,339	8,619	5,872	12,385	12,858	13,165	11,878	10,499	10,748	9,490	9,074	8,402

日本の農業の課題と打開策

日本の農業は米作の小規模農家が中心であり、関税と財政によっても二重に保護され、消費者視点の欠けた農政と生産が行われてきた。その結果、農業は魅力を失い、耕作放棄地は増え、新規参入がないまま高齢化が進み、後継者が不足するという問題を抱えることとなった。儲からない、魅力のない産業に若者を呼び込むことはできない。このまま放置していれば、日本の農業は、早晩、崩壊する。こうした危機的状況を脱却し、農業を持続可能で魅力ある産業に再生するために、以下のような施策を提案する。

1. 農業の体質強化

農業の体質強化の目的は、競争力を強化して儲かる農業を実現することである。

$$\text{『儲かる方程式』} = \frac{\text{P (Price)}}{\text{値段}} \times \frac{\text{Q (Quantity)}}{\text{量}} - \frac{\text{C (Cost)}}{\text{経費}}$$

P ↑ (値段をあげる)、Q ↑ (量を増やす)、C ↓ (コストを下げる) が収益を向上させる。

(1) 農地の大規模化 (Q ↑ & C ↓)

農地の流動化を促すために、農地法を改正し、耕作放棄地に課税強化を実施するなど、農地が将来の担い手に集まる施策を講じる必要がある。また、農地の適切な運用を管理する農業委員会の責任所在や農地中間管理機構についても、その組織的役割を明確化し、見直す必要がある。

(2) 担い手の組織化 (Q ↑ & C ↓)

現状、小区画の農地が個人によって所有されているが、農地の大規模化のためにも、担い手が集落営農・農業法人・企業経営法人という形での組織化が必要である。

(3) 農業コストの低減 (C ↓)

低コスト資材の開発促進、安価な輸入資機材の導入、農機レンタル・リース制度の整備、IT・機械化による合理化など、コスト低減に最大限取り組むべきである。

(4) 農地の有効利用 (Q ↑ & C ↓)

減反廃止、輪作、通年生産（ハウス栽培）などを実施し、農地を最大限活用していくことが必要である。

(5) 農業の多角化、ブランド化 (P ↑ & Q ↑ & C ↓)

6次産業化（コメと野菜、コメと畜産などの複合経営、生鮮と加工品の取り扱い、レストランなど）やブランド化によって収益の拡大を図るべきである。

(6) 農業の研究開発促進 (P ↑ & Q ↑ & C ↓)

省エネ、ロボット、IT、農業技術革新の開発費の損金算入など、農業分野における研究開発を更に促進していく必要がある。

2. 担い手の育成

持続可能な農業のために、担い手の育成が必要である。特に若者の就農を促し、担い手の若返りを図らねばならない。同時に、これまで日本農業を支えてきた小規模、高齢農家が安心して離農できる制度も整備する必要がある。(以下5-(1)参照)

(1) 新規就農支援対策の拡充

新規就農者にとって、初期の運転資金として青年就農給付金は有用であるが、それに加え、農業技術の教育制度が必要である。農業大国と言われるフランスは、新規就農者への手厚い研修支援を提供している。同国並みの就農支援教育制度と就農資格検定制度の導入を検討すべきである。

(2) 若手参入の促進

若手参入の促進のためには、農業に慣れ親み、興味が持てるような環境作りが必要だと考える。例えば、小学校からの農業・農場体験の実施の義務づけなど、子供の頃から農業と触れ合える機会を提供することも有用だろう。

また、具体的に就農を希望する若者に対しては、専門農業高校・大学の設立と就農を条件とした授業料免除・奨学金付与など、若者が農業に参入しやすい環境整備を行うことが重要だ。国際競争力を持った農業の確立のためには、若者を海外への農業研修に派遣するなど、グローバルな視野をもった若い農業者を育成することも重要だろう。

(3) 農業法人に対する雇用促進インセンティブ付与

現在の制度においては、新規参入する個人に対してのみインセンティブが付与されている。しかしながら、農業法人における雇用を促進するためには、法人に対する就農支援金の付与や、固定資産税・法人税の減額といった政策を実施すべきである。個人で農業を始めるよりも、法人に就職をすることで、若者の農業参入のリスクとハードルは一層低くなる。

3. 規制改革

限られた財政の中で、政府が一番力を入れるべきは規制改革である。競争なき所では競争力は養われない。競争原理を農業に導入し、多様な担い手を農業に招き入れ、農家に選択の自由を与えることにより、力強い自立した農業を目指さなければならない。

(1) 企業参入のインセンティブ付与

農業投資の損金算入、低利子融資の資格緩和など

(2) 農地の保有、就農要件の緩和、農業法人設立要件緩和

(3) 1 地域 1 総合農協制度の改革

力強く自立した農業を目指して農家に競争原理を導入するならば、農協間にも競争原理が導入されなければならない。

農協の役割が見直され、「農家のための農協」としてより効果的に機能するよう、農協に競争原理を導入し、農家に選択の自由を与える必要がある。

4. 需要の拡大

日本の人口が今後も減少することは明白である。農地を大規模化し生産性を上げて、需要が拡大しない限り、価格下落の後に生産縮小という悪循環に陥る。国産品、特にコメの消費を拡大させるという意味を国民に持たせることも重要だが、同時に、攻めの農業戦略に基づき、国内で消費できない余剰分を輸出し、外貨獲得に貢献すべきである。

(1) 出口戦略拡充

学校給食、政府施設・自衛隊への国産品奨励

生活保護者、病院・社会福祉施設への国産フードチケット（フードスタンプ¹）の交付

(2) 輸出促進

アジアをターゲットとした輸出戦略の策定

輸出ターミナルの整備、検疫施設の整備

5. セーフティーネットの拡充

自由貿易協定の締結が加速し対抗措置を講じなければ、競争力のない農家は打撃を被る。そこで、以下のようなセーフティーネットを拡充する必要がある。

(1) 自由貿易協定により流入する安価な輸入品への対抗措置

(2) 小規模、高齢農家が安心して離農できる制度

集落営農・地域営農株式会社・企業農場への出資（現物出資・技術出資）制度の整備

離農支援金の制度

農地転用収益の共同化によるセーフティーネット

(3) 中山間地、沖縄の離島など条件不利地への直接支払制度

¹ 「補完的栄養支援プログラム」（通称・フードスタンプ制度）：低所得者向け米政府が貧困層向けに行っている食料費補助対策。低所得者や無所得者が食品を購入できるように支援するもので、補助対象者は現金ではなく、電子カードを使用して食品を入手できる。電子カードは一般的なスーパーマーケットを始めとした大多数の店舗で使用可能。

日本農業への5つの提言

【提言1】長期的視野に基づく、『一貫した農政』を実施すべき

- (1) 20年スパンの長期計画の策定
- (2) TPPを含めた経済連携の早期締結
- (3) 大胆な規制改革は先ずは特区で！
- (4) 『黄金のトライアングル』（生産者と研究機関と行政）の構築
- (5) セーフティーネットの拡充

【提言2】国内農業のコスト競争力を強化し、農業の産業化を急げ

- (1) 農地の大規模化による生産性向上
- (2) 補助金頼みからの脱却と自立した強い農業の構築
- (3) コスト低減・収益力向上のための農業技術開発に対する政府支援

【提言3】農業への新規参入、特に民間企業の農業参入を促せ（＝農業への投資促進）

- (1) 民間企業の呼び込みと経営資源（人、モノ、金、ノウハウ）の最大限の活用
- (2) 農地法の改正による参入要件の改変
- (3) 農業団地整備・低利融資・税制優遇策などによる地方自治体の企業誘致
- (4) 農業法人への就職などによる、若者を中心とした担い手の育成

【提言4】競争原理を導入し、国内流通の効率化と安定需要拡大の実施を

- (1) 農協への競争原理の導入
- (2) 農家による消費者目線のマーケティングの実施と他農家との競争
- (3) 国内需要の喚起・地産地消の推進
- (4) 学校教育への食育の組み込み

【提言5】守る農業から『攻める』農業への転換を

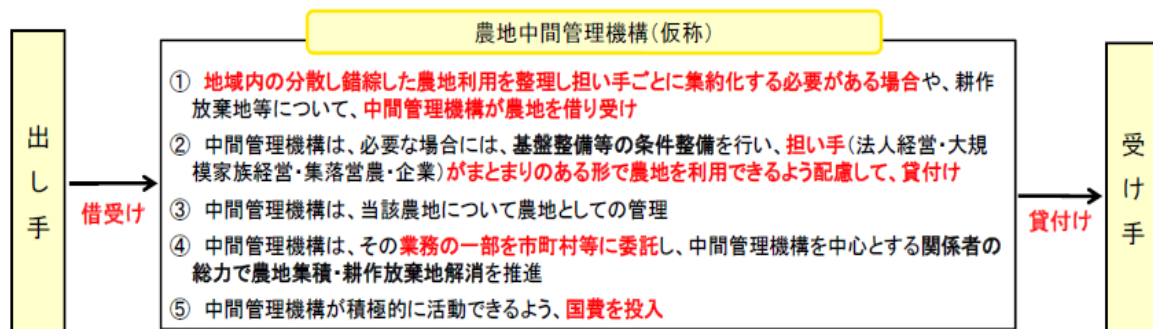
- (1) 輸出拡大への支援策拡充
- (2) ブランド化、高付加価値産品への支援策拡充
- (3) 日本をアジアの『フードバレー』、『ライスバレー』に！

【提言 1】長期的視野に基づく、『一貫した農政』を実施すべき

(1) 20 年の長期計画を策定し、計画期間中は政策を変えない覚悟を。

政府は、2013 年 12 月 10 日、今後の農政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定した。10 年間で農業の所得倍増を目指すとのことだが、内容を精査するに、予算の付け替えをしているだけで、抜本的改革からは程遠いと言わざるを得ない。例えば、減反廃止については、コメの直接支払を削減する一方で、新たな補助金を創設して、実質的に農家が受け取る補助金の総額に変化はない。また、2020 年までに 1 兆円に倍増するとしている農林水産物・食品の輸出については、輸入原料を使用した加工品の輸出が主体となっており、純粋に日本の農産品の輸出につながるのか疑わしい。そして、担い手への農地集積についても、効果的に農地の流動化を促す政策もなく、農地の集積を担う農地中間管理機構（農地バンク）には十分な人材がいない状況下、いかにして目標を達成するのか不透明である。

(図 10) 農地中間管理機構



出典：農林水産省 平成 26 年度予算概算要求概要

政府は、国の形や将来のビジョンを設定するとともに、農業についても、明確かつ、ぶれないビジョンを設定する必要がある。国家の食料安全保障のためにも、どのような作物をどれだけ生産すべきか、また、その食料を生産するために、どれだけの農地を維持すべきか、そして、将来、誰に農業を託すのか、国家戦略としての長期計画を持たねばならない。

農業はその特性上、特に短期的な政策や頻繁な政策転換に対応しづらい産業である。そのため、政府は、20 年の長期を見据えた計画を策定し、計画期間中は一貫した政策を維持する覚悟をするべきだ。さもなければ、農家、参入企業、地方自治体は、安心して農業に係わることが出来ず、農業の構造改革は成しえない。

同時に、生産者視点の農政から、消費者視点に立脚した農政への脱却を図り、日本農業の将来ビジョンを国民と共有しつつ、農業改革の成果を定期的に評価し公表することで、国民も農業改革のプロセスに参加させるべきである。

(2) TPP、EPA、FTAといった経済連携の早期締結を。

日本は貿易・投資立国としての意識を高く持ち、貿易の自由化を促進する枠組みに積極的に参加すべきである。TPPへの参加は、日本の農業の体質強化に向けた構造改革のラストチャンスである。20年後には、5品目を含めすべての品目の関税を撤廃するとの認識のもと、直ちに、長期計画を策定の上、国内農業の構造改革に取り掛かるべきである。

国際競争力が強化されるまでの短期的政策としては、農家のためのセーフティーネットの拡充を図る必要がある。その際、関税による農業保護から、財政による農家支援一本に切り替えるべきである。つまり、自由貿易協定により流入する安価な輸入品への対抗措置として、将来の農業の担い手である専業農家や農業法人に対し、集中的に直接支払による政策支援を投入するべきである。そして、中長期的には、農業の体質改善を図り、政策支援がなくとも持続可能な、強く自立した農業を目指すべきである。

一方で、自由貿易協定が締結されると、自国のみならず相手国の関税も撤廃されるわけであり、ピンチをチャンスに変える発想も必要である。これを機に、保護政策により守る農業から、外に打って出る攻めの農業に転換すべきである。その意味で、政府が輸出倍増計画（2020年までに輸出を現在の4,500億円から1兆円に倍増）を打ち出したことは高く評価するが、海外からの輸入原料の加工品の増加頼みであり、国産品の輸出を促進するような計画の練なおしが必要である。

(3) 大胆な規制改革は、先ずは特区で試せ。

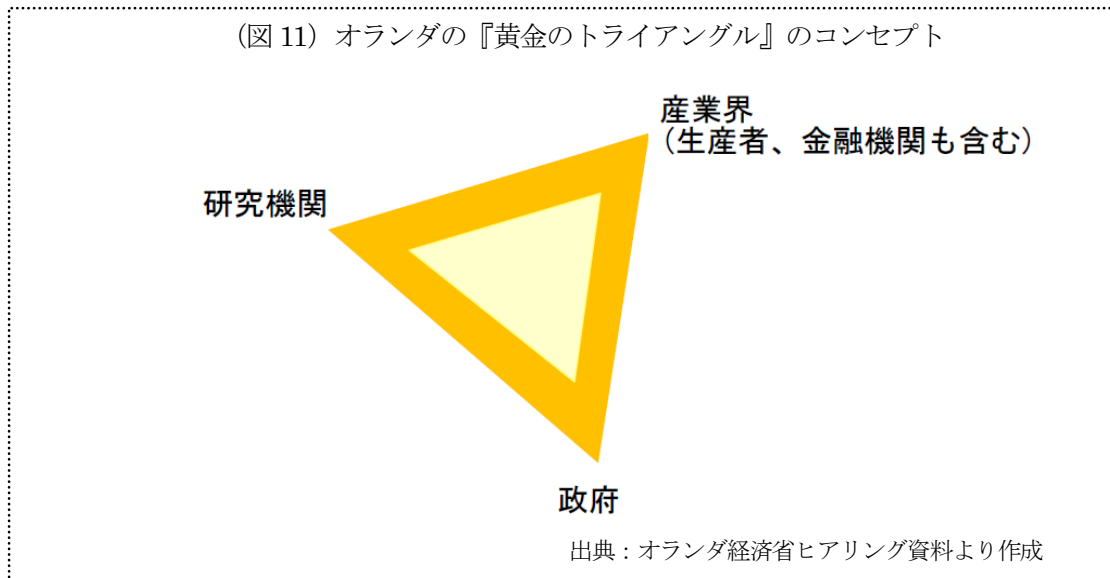
民間企業の農地所有の自由化といった大胆な規制改革は、地方自治体・民間企業・農協などが協力しつつ、特区において先行的に導入し、問題がなければ全国展開するという手法をとるべきである。

そもそも、自然環境の影響を受ける農業は全国一律ではありえないので、地域ごとの事情に沿って、独自性をもたせる必要がある。例えば、東北は震災により大打撃を受けたが、これを、東北農業のグランドデザインを一からやり直し、農業を復興の拠り所とする契機としてはどうか。汚染された農地では、植物工場といった新しい農業も検討し、植物工場の建築基準を大胆に見直すなどの規制改革を行うのも一案と考える。

また、重要農産5品目の競争力強化のための品目別特区をつくるなど、目的別の特区を全国で10ヶ所ほど設けるべきである。

(4)『黄金のトライアングル』(生産者と研究機関と行政)を構築せよ。

農業を魅力的な成長産業にするためには、農家・農協・民間企業・研究機関・地方自治体・金融機関が複合的な協力関係を構築して、地域に適合した農業の強化のために、連携・協働しなければならない。



オランダの農業振興策は、我々に大いなる示唆を与えた。大きく二つの政策がある。

包括的政策：優れたビジネス環境の促進、予算措置、規制改革など。

トップセクターアプローチ：オランダが世界の中で強い産業を9つ指定^{※注}し、規制緩和などを通して、それらの産業を世界のトップに導く政策。

このうち、二つが農業関連、他のセクターも間接的には農業に関わるものである。オランダは、これらのトップセクターの横の連携(クロスオーバー)も図りつつ、農業の競争力強化を目指している。

※注 ①園芸・種苗、②農業・食品、③水、④エネルギー、⑤ロジステックス、⑥ケミカル、⑦ライフサイエンス、⑧ハイテク、⑨クリエイティブ産業

日本の植物工場(温室)を見学すると、環境管理の制御装置はオランダ製であることが多い。工場内の温度・湿度・CO₂濃度・天候など、すべてのデータが制御装置に集められ、オランダのメーカーの手元に集まる。つまり、日本は、オランダの機械を購入して、その上、栽培データまでもオランダに提供しているのである。

オランダを良い見本として、日本も農業技術・設備の開発に力をいれるべきである。ただし、莫大な金銭的支援は不要である。オランダでは、政府は農家・民間企業に対して規制面での協力は実施しても、補助金は、新規開発案件にのみ付与し、一般化した技術には補助金を出さない制度を採用している。

(5) セーフティーネットの拡充を。

自由貿易協定の締結が加速化され、安価な輸入品が流入すれば、構造改革の初期段階においては、競争力を強化できなかった農家は打撃を被ることとなる。

したがって、政府は、日本農業の国際競争力が強化されるまでの短期的政策として、日本の農業を守るための対抗措置を講じる必要がある。ただ、大規模・若者農家を優先する政策を打てば、小規模・高齢農家は農業から退出せざるを得ない可能性も生じる。こうした農家が安心して離農できるよう、離農支援金などの制度も整備すべきである。

そして、構造改革の困難な中山間地や離島など条件不利地に関しては、そもそも直接支払制度が必要となる。農業が各地で異なるのと同様、対抗措置も各土地の事情に合わせて最も効果的になるよう講じられなければならない。

また、民間企業の参入の際には、農地を賃貸・売却した農家に対して、農家が望めば、農地の畦畔維持などの管理業務や、農作業の委託等を実施し、雇用の機会を創出すべきである。お互いがメリットを享受できる関係を構築することで、農地の集約化・大規模化が促進され、農業の競争力強化を通じて、地域が一体で繁栄するしくみを構築する必要がある。

【提言 2】国内農業のコスト競争力を強化し、農業の産業化を急げ

（１）農地の大規模化により生産性を向上させよ。

国内農業の競争力強化のためには、まずは、農地法の改正が必要である。農地の売買や賃貸借を促進させるような施策を実施して、農地の流動性を高め、農地の集約・大規模化を行い、農地を再整備しなければならない。まず、20年後の農業の担い手に農地が集約されるよう、農地の流動化を促すべきである。そのためには、担い手に規模要件を課すべきである。集落営農を含む、一定規模以上の農家を将来の担い手と認定し、政策支援は全て集中させるべきである。他方、大規模化に協力する目的で、農地を売却する農家に対しては、農地価格の優遇や税金の減免などのインセンティブを、また、同じ目的で、農地の賃貸を行う農家に対しても、地代に追加のインセンティブを与えるべきである。そして、日本の将来を担って立つ農家が、新たに農地を購入する場合は、円滑な資金調達を妨げないよう、国による利子補給金制度の創設や、政府系金融機関等による長期低利融資制度の創設などの支援を検討すべきである。

ヨーロッパでは、ゾーニング（農用地区域の指定）により農地が指定されており、農地の転用はできない。ところが、日本では、土地利用規制法（農地法・農業振興法・都市計画法）の主管が国土交通省、農林水産省に分かれており、規制の間隙を縫って農地の転用が行われている。土地利用規制を一本化し、農地は農地としての使用を義務付けるべきである。日本の農地の流動化を妨げているのは、莫大な収益につながる農地の転用期待であり、それが耕作放棄地の増加にもつながっているからである。したがって、転用期待を抑制する効果のあるゾーニングの強化と、耕作放棄地に対する課税強化を実施すべきである。同時に、ゾーニングから外れたことにより、転用を認められた農地の転用利益については、今後の農地整備のための財源として役立てる制度も必要である。

そして、次の課題は、こうして流動化した農地を、どのように集約・大規模化していくかである。いくら農地を集めても、飛び地であれば農作業の効率化は図れない。農地の面的集積（連坦化）を実現するためには、農地の使用権を一元的に管理する必要がある。ここで重要な役割を果たすのは、農業委員会と農地中間管理機構（農地バンク）である。

農業委員会は、全国 1743 市区町村のうち、1699 市区町村に 1713 設置されており（平成 23 年 10 月 1 日現在。農林水産省 HP より）①選挙委員（市町村に住む有力農業者の中から、公職選挙法に準じた選挙で選ばれた農家代表で、任期は 3 年、定数は 40 を越えない範囲。）と②選任委員（農協、農業共済組合、土地改良区などの農業団体が推薦した者 各 1 名、市町村議会の推薦した者 4 名までを、選挙委員の任期まで市町村長が選任する。）で構成される。つまり、地元農家と農業関係者が主体となり、地域の農地に関する業務を取り仕切っている。

農地中間管理機構（農地バンク）は、高齢農家などから土地を借り上げ、将来の担い手となる農家にまとめて貸し出す仕組みである。現行は都道府県段階の組織であり、都道府県に一つの間管理機構が市町村にその業務を委託する流れとなっている。構成員は、農業生産法人、家族経営

体、民間企業、農業委員会、市町村首長、農協、学識経験者などである。しかしながら、土地収用のルールが明確化されていない上、都道府県段階には数名の担当者しかおらず、市町村段階でも人材不足、専門知識不足が予想されることから、この農地中間管理機構（農地バンク）の実効性を担保するために、①土地収用の法律を整備し、②農業の専門員（例えば、農業普及員など）の人的配置を十分なものとすべきである。また、効率的な農地管理のために、農地台帳の I T 化を実施し、農地政策の総基本元帳として整備すべきである。

フランスでは、農地に関わる業務は C D O A²（県農業方向付委員会）および S A F E R³（農業土地整備公社サフェール）で取り扱われている。C D O A は、**農地の賃借**を担当する国の権限ある出先機関であり、国・県・地方自治体・農業者・消費者・金融機関などで構成される。他方、S A F E R は**農地の売買**を担当する公的役割の民間組織であり、金融・保険・農業組合・地方自治体で株の 3 割を保有している。日本とは異なり、消費者や金融機関といった農業外の委員も構成員となっていることなど参考にすべき点が多い。

（２）補助金頼みから脱却し、自立した強い農業を目指せ。

農業補助金は、最終的には、税金という形で国民の負担となる。更に、日本は、関税によって高くなった輸入食品を国民に買わせることで、国民に二重の負担を課している。自由貿易の潮流に鑑みても、関税を撤廃し、農業維持に必要な直接支払に切り替えるべきである。政府は、T P P 締結後の対抗措置として、2014 年度の農業予算を 2013 年度比 20%増加させた。（2014 年度の農業予算は 2 兆 3,267 億円で、2013 年度予算比 1.3%増。2013 年度の補正予算 4,310 億円を加えると、2013 年度予算比 20%増）しかし、財政負担にも限度があるため、日本の農業の生産性・競争力を向上させ、補助金がなくとも自立しうる強い農業を目指さなければならない。そのためには、農地の大規模化、担い手の組織化、農業コストの低減、農地の有効利用、農業の多角化・ブランド化、農業の研究開発促進などによって、農業の体質強化を図るべきである。

減反の段階的廃止は評価するが、その制度設計には大いに問題がある。1.5 万円／10a の全国一律補助であったものが、2014 年度より半額の 7,500 円／10a に減額され、2018 年度（5 年後）に廃止されることが決定した。これにより 800—900 億円が浮く計算となるが、他方で、転作補助金（飼料用米への補助）は増額され、現行の年間 8 万／10a が最大 10.5 万円 となる。この関連予算として 2,770 億円が計上されている。しかしながら、政府は、飼料用米需要を 450 万トンと見込んでおり、450 万トンを生産する農地を 60 万 ha ほどと計算した場合、6,000 億円ほどの補助金が必要となる。このような制度の下では、農家は主食用米ではなく、飼料用米を作るようになり、結果的に生産調整の強化につながる可能性が高い。そうなれば、米価が下がらない上、財政負担が膨らみ、国民は従来以上の負担を強いられることになる。そうした状況に陥らないよう、生産調整が廃止となる 5 年後には転作補助金も廃止し、それまでの 5 年間で主食用米のコスト競争力を強

² CDOA（Commission départementale d'orientation de l'agriculture）：県の農業開発、農地の転用許可に関する組織。農業関連業界、環境保護グループ、消費者グループの各代表によって構成されている。

³ SAFER（Société d'Aménagement Forcier et d'Etablissement Rural）：農地の売買に関する法人売買される農地などについて、市場で売買するより望ましい利用ができると見なせば先に買う権利（先買権）を有し、5 年以内に SAFER が考える目的にしたがって転売する。

化し、余剰分を輸出する道を切り開くべきである。

自立した強い農業を目指して農業を改革するためには、既成概念にとらわれない新しい発想が必要である。そのためにも、専ら農業に従事する人、特に若者に対して、農業支援を集中させることによって、将来の農業の担い手にやる気をもたせると同時に、対象者を絞ることで財政支出の縮小を図らねばならない。

(3) 政府は、農業のコスト低減・収益力向上のための農業技術開発を支援せよ。

オランダは、More with Less（より多くの生産を、より少ない資源で達成する）の目標を掲げ、省エネ、品種改良などによる生産性の向上・品質の向上、ロボット化などによるコスト削減を行い、大量・高品質の生産を促進し、輸出を拡大することで収益をあげている。また、市場規模が大きく収益性の高いトマト、パプリカ、キュウリ及び花を主要品目として、最先端技術を凝縮させた超大型の最新式温室にて通年生産を行い、他国との差別化と徹底したコスト競争力を維持・向上させている。

オランダの先進的な畜産農家の事例

その農家では、徹底した機械化・IT化によって、乳牛の**個体管理**を行い、収益力を向上させている。乳牛が自ら搾乳台に移動し、ロボットが完全自動で搾乳を行う。同時に個体別の生産量を始めとする個体情報を収集することで、与えるエサの種類・量までもコンピューター管理している。このような管理により、人件費・飼料代などのコストを低減させつつ、生産量を拡大して収益を上げている。

農業のコスト低減は、農業の収益力の向上につながる即効性のある方策である。また、農業技術の開発は、農業の持続的な競争力強化に不可欠である。政府は、補助金の付与・税金の減免・規制緩和といった手段により、これらの動きを加速化させるべきである。

- ① 輸入資機材の導入促進、低コスト資機材の開発促進
- ② 省エネ、ロボット、IT技術の開発支援
- ③ 農機レンタル・リース制度の整備
- ④ 燃料代・高速代・資材代への消費税減免
- ⑤ 農業関連施設建築に係わる規制緩和
- ⑥ コメの品種改良（食味向上、多収量米）に対する研究費支援
- ⑦ 農法開発支援（収穫向上の新農法開発）
- ⑧ 農業技術革新の開発費の損金算入
- ⑨ バイオ発電の売電

【提言 3】農業への新規参入、特に民間企業の農業参入を促せ（＝農業への投資促進）

- (1) 農業を成長産業とするために、民間企業を呼び込み、その経営資源（人、モノ、金、ノウハウ）を最大限活用すべき。

農業の 6 次産業化や複合経営化によって農業を成長産業に育成する場合、かかる経営のノウハウをもつ民間企業の投資が不可欠である。

オランダのトマト専門生産協同組合『プロミネント社』の事例

トマトは温室（植物工場）で生産され、機械化・IT化が進んでおり、通年栽培で、工業的な経営・管理がなされている。生産されたトマトは、近隣住民のみならず、海外にまで輸出されている。また、コジェネレーション（熱電併給システム）により、温室の暖房と照明をまかなった後の余剰電力を売電し、近隣住宅地とつながる地下の配管により、余剰エネルギー（お湯）を供給している。つまり、『プロミネント社』は、農業生産協同組合であり、IPP（独立系発電事業者）であり、住宅ディベロパーであり、地域住民に、食料と雇用とエネルギーを供給する複合経営体である。このような取組を個人の農家が単独で行うのは困難であり、民間企業の経営資源（人、モノ、金、ノウハウ）を投入する必要がある。

農家個人が、1 次産業から 3 次産業へと商流を拡大することは、経済的・時間的な制限が強いられる上、ノウハウも十分でない場合が多く、民間企業を利用して、スピード感をもって 6 次産業化の流れを作り出すべきである。

- (2) 農地法の改正により、参入要件を大胆に改変せよ。

しかしながら、民間企業が農業に投資をしようとしても、現行の参入障壁がある限り改革は進まない。農地を集約・大規模化するだけでは農業の競争力強化にはつながらない。加えて、担い手組織（集落営農・農業法人・農業地域営農株式会社）が強化されなければならない。

フランスにおいては、農地の売買よりもむしろ賃貸借によって、農地の集約・大規模化を図っている。厳格なゾーニングにより、農地を農地として利用することが義務付けられており、かつ、賃貸借の透明性の高いルールにより、所有者といえども、自らが農業を行う場合以外、貸した農地を簡単に返却させることができないため、借り手は安心して農業を営むことができる。農地の賃貸借期間も、9 年間の自動更新という長期のリースであり、日本とは状況が異なる。

日本の場合、従来は、農地の賃貸借の存続期間は 20 年であったが、平成 21 年の法改正により、50 年まで存続期間が延長された。しかしながら、実際は短期間の契約である場合が多く、また、借り手は所有者から農地の返却を求められると抗う術がなく、経営は不安定である。現に、民主党が導入した戸別所得補償制度によって、貸し剥がしが横行し、農地の借り手農家は被害を被った。

現行では、民間企業が農地を所有して農業に参入することは認められておらず、農地の所有権を持たずに農業に投資を行うことは、不確実性・不安定性の観点から躊躇するケースが散見される。従い、日本の農業の構造改革の加速化と、より多様な担い手組織の農業参入のために、農業生産法人（農地を所有できる法人）設立要件を緩和すべきである。

法人が農地を所有して農業参入を行う場合、農業生産法人を設立することとなる。ただし、これには、以下のような大変高いハードルが存在する。

- ・ 農業関連事業の売り上げが全体の半分以上を占めなければならないとする規制。
- ・ 農業関係者（農業従事者、農地の権利提供者、農協、地方公共団体など）が50%以上出資、農業関係者以外（スーパーや外食産業など）は50%未満の出資に限られる。
- ・ 役員の過半が農業従事者でなければならない。

法人の売上構成に関する規制は撤廃されるべきであり、当面の対策として、農業関係者の出資比率を、現行の50%以上から33.3%以上に緩和すべきである。（拒否権を農業関係者に残すことも必要であるため、33.3%を提案）同時に、出資者規定の緩和をして、当該法人に関係する事業を行う者・民間企業も農業関係者と定義すべきである。そして役員のうち、常時農業従事者の規制については、現行の「過半数」から「1人以上」に緩和すべきである。これらの規制緩和は、まず特区で試し、問題がなければ全国に展開すればよい。

- (3) 地方自治体は、地域の基幹産業としての農業の再生と地域活性化のために、農業団地を整備し、低利融資や税制優遇策により企業誘致を加速させよ。

工場の海外移転により、日本の製造業の空洞化が進み、産業を失いつつある地域が増えている。また、首都圏への過度の一極集中により、地方は人口減少が進み地域間格差が大きくなっている。こうした地方自治体にとって、農業は地域を活性化し、雇用を創出する重要な産業である。

かつて工場団地を整備し、税制などの優遇策によって民間企業を誘致したように、農業団地を整備し民間企業を誘致して、彼らの持つ経営資源を地域の活性化のために最大限利用すべきである。民間企業が農業に参入する場合に、最も大きな障害となるのが農地の手配であり、この問題を地方自治体が解決することができれば、民間企業の参入が加速化することが期待される。

従来型の農業のみならず、工業のような農業も十分に検討の余地がある。例えば、オランダの温室のような植物工場は、土をつかわず、培地に養分や水を与え、ITを駆使して、計画的に農業生産を行っている。このような新しい農業も、日本流に変えて試してみる価値はある。地方自治体は、それぞれの地域の農業の特徴を打ち出し、若者を魅了する努力をすべきである。農作業のみならず、財経、IT、マーケティングといった種々の職種の選択肢を与えれば、若者の就農・就業のチャンスが広がる。若者の新たな雇用を創出することで、若者を対象としたサービス業も新たに創出され、地方の経済の再活性化につながる。何よりも、若者が集まる地域には、新しい成長のエネルギーが生じる。

(4) 農業法人への就職という形での就農を促し、若者を中心とした担い手育成を加速させよ。

欧州の農業政策の重要な柱のひとつが、若者の就農支援である。若者の経営能力を特に重視しており、付加価値のある農業を目指している。フランスの制度では、新規就農の若者には、5年間の営農計画を提出させ、採算のとれる農業ができることを証明できない限り就農資格を得ることができない。農業指導員をつけてビジネスプランを作成するのだが、これが一旦承認されると、就農時の運用資金・初期投資としてDGAとよばれる返済不要な現金（€8,000～€35,900＝110万円～500万円）が支給される。また、銀行からの融資に対する利子の補填や、就農1年目の所得税免除（その後5年間は半額）といった優遇措置がある。何よりも充実しているのは、就農指導・技術指導・農作物の診断・研修など農業教育に対する支援であり、フランスでは、農業高校・大学の授業料は免除される。

日本においては、若者の新規就農の場合、フランスの制度を模した青年就農給付金制度（最大年間150万円、最長7年間の就農準備金支払い）はあるが、農業技術教育がより重要であり、フランス並みの就農支援教育制度と就農資格検定制度を導入すべきである。また、若手参入の促進のために、専門農業高校・大学を設立し、就農を条件とした授業料の免除もしくは奨学金の付与を行うべきである。

このように教育された若者がスムーズに就農を開始するためには、個人よりもむしろ農業法人への就職という形の方が、個人がとるリスクも低い上、適材適所で若者の能力を発揮させることが出来る。地域に民間企業が根ざせば、将来の農業の担い手である若者を地域に呼び込むことができ、新たな街づくりにつながる。そして、民間企業の持つ経営手法・ノウハウ（信用力、経営管理、労務管理、財務管理、情報活用能力など）を活かせば、農業の成長産業化に必要な人材の育成に大いに貢献する。また、就農する個人だけでなく、農業法人に対しても、雇用促進インセンティブ付与して、新規採用を促すべきである。例えば、法人に対する就農支援金・固定資産税・法人税の減額などである。

フランスでは、1960年代に、若者の参入を促す一方で、高齢者の離農を支援した。耕作地の面積に応じて「年金」という形で生涯にわたる所得補償（引退補償）を行い、当初の目的を達成したということで離農支援は廃止された。現在は、高齢者（65歳以上）比率が15%（日本は60%）と農業者の若返りが実現されている。日本版離農支援制度は、例えば3年間の所得補償といったように、上限を定めた一過性の補助金にして採用を検討すべきである。

【提言４】競争原理を導入し、国内流通の効率化と安定需要拡大の実施を

（１） 農協のあり方を見直し、購買にも販売にも競争原理の導入を。

農協の本来のミッションは農業振興であり、農家が共同購買、共同販売を行うことで力を束ねることを目的に組成された。しかしながら、2011 年度末の農協の組合員数 983 万人のうち、正組合員数 467 万人に対し、准組合員数 517 万人と逆転現象が起きている。特に都市部の農協では、信用・共済事業の利用を目的とした准組合員の増加が顕著であり、もはや農協が農家のための組織であるかさえ疑問視する向きもある。

他方、日本の農協組織を参考に組成されたとされる韓国の農協は、農家・農業のための農協という明確な位置づけのもと、農家へ資材を安く提供し、収益を分配し、福利厚生などを積極的に行っている。また、定期的に調査を行い、厳格に農家であるか否かを判定し、農家でなくなった者は組合から除外している。つまり、高齢で農業を辞めた人、農地を売った人、趣味的農業をやっている人は農家として認定されず、組合員としてのメリットを享受できないのである。

日本の農協は、一地域・一総合ＪＡといった地域独占的な制度を廃止し、購買にも販売にも競争原理を導入することにより、農家から選ばれる農協を目指すべきである。例えば、農業に関する事業（生産・購買など）は農業に特化する専門農協を創設し、広域で展開して黒字化を図り、農業以外の事業（信用・共済など）は、地域生活協同組合に転換することを検討してみてもどうか。

（２） 農家は消費者目線のマーケティングを実施し、他の農家と競争しつつレベルアップを目指せ。

直売所は農家の重要な流通ルートであり、農家にとって農産物を販売するだけでなく、消費者ニーズの調査を行う場でもある。記載された農家の氏名をたよりに目当ての農産品を探す消費者も少なくない。精魂込めて生産した農産品に対する評価を直接消費者から聴取することも可能である。農家は、他者との競争を糧に、更に付加価値の高い生産を目指すべきである。

直売所の中には、スーパーさながらに野菜・果物・肉・魚（漁協組合との連携）を販売している所や、フードコートを隣接させ、直売所で売られている農産物を料理したものを提供する所、料理教室を開催する所、給食の供給を行う所などがあり、直売所の多角経営化が進んでいる。直売所は、農家が異業種の生産者と交流する場ともなり、農業の６次産業化に貢献している。

静岡県 森町の農家の事例

我々が訪問した静岡県の農園では、レタス・スイートコーン・コメの輪作により、通年、農地をフル活用して収益力を高め、最も収益力の高いスイートコーンを、畑に隣接する直売所で販売している。地域外からも消費者が集まり、箱単位で生のスイートコーンを購入していく。売れ行きを見ながら、在庫が不足すると隣接する畑から収穫して、販売機会の損失を防いでいる。また、通常であれば、正規価格で売れないものも、皮をむいて不良な部分を切り取って、ゆでたてを販売しており、廃棄率の低減を行っている。そして、インターネットを通じて、販売量の拡大に努力している。最も重要なのは、スイートコーンの品質が高く、大変美味しいということだが、鮮度が品質に大きく影響を及ぼすスイートコーンを、流通の最も短い畑の隣の直売所で売ることによりビジネスモデルのカギがある。何よりも印象的であったのは、このビジネスモデルを、地域ぐるみで拡大し、産地としてのブランド化を図っていた点である。個人が店で直売所を開設しても、大きな流れを作り出すことはできないが、地域ぐるみで活動することにより、直売所を産地ブランド化のツールとして利用している好事例である。

(3) 国内需要を喚起し、地産地消を推し進めよ。

日本の農業の再生に欠かせないのは消費者の存在である。いくら生産性を向上させて農産物を生産したところで、消費者ニーズに合わないものは消費されず、需要が増えない分、供給が細っていく。農業従事者は、消費者目線にたって、消費者が求めるものを生産すれば需要の拡大につながり、価格の下落を抑制することができる。

また、一方で需要を意図的に創出することも重要である。以下のような方策により、行政のできる範囲で、安定需要を確保すべきである。

- ① 学校給食は、米飯を基本とし完全無料化を実施する。
- ② 公的組織（地方自治体、警察、自衛隊など）の食堂に地産地消を義務付ける。
- ③ 生活保護者、病院・社会福祉施設へ国産フードチケット（フードスタンプ）の交付を行う。

そして、何よりも重要なのは、国民や外食産業が日本の国土を守る観点、そして、食料安全保障の観点からも、国産農産物を買って支えるという意識を持つことである。官民が連携しつつ、出来るだけ旬の地元の食材を優先して消費することで、国内需要を喚起すべきだ。

品種改良などにより、食味が改良された農産物は、消費者のニーズに合えば売れるし、ブランド化も容易である。高付加価値産品を対象とした認証制度を設ければ、消費者にもそうした商品が認識しやすくなり、国内需要喚起に繋がるだろう。更に、無農薬・減農薬などのエコ農産品については、最終の農産物を見ても区別ができない為、**政府認証のブランド**を与えるなどの「見える化」に対する支援が必要である。

韓国では、米韓FTAを乗り切る方策として、親環境農業（無農薬・減農薬のエコ農業）を支援して、認証マークを作成し、メディアを通じた宣伝活動を行い、そのブランド価値を高めた。国民は、韓国の農産物は、エコで健康にいいという認識を持ち、自国品を買って支えるという機運が高まった。海外品との競争を通じて、差別化・ブランド化が加速された事例である。

(4) 食育を学校教育に組み込め。

心身の健康を保ち、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、何よりも「食」が重要である。文化の継承という観点からも、子供の頃から、米食を中心とした日本食に親しむべきである。また、農業体験を実施することで、「食」と「農業」に対する理解を深めさせることも重要である。例えば、学校給食はもとより、家庭科の授業で地元食材を使った料理を教える、理科・生物の課外実習として農業体験の実施を義務化するなど、積極的に学校教育に食育を組み込んでほしい。

また、大人に対する食育も同時に実施すべきである。大人に働きかけることで、学校のみならず、家庭でも地元食材が使用され、子供の食育の機会が増える。また、地元食材を使った料理教室や、地元食材を使った料理を食べさせるレストランなどが全国に展開すれば、農業の地域ブランド化が促進され、地域を地域住民が盛り上げようとする一体感が生まれる。

【提言５】守る農業から『攻める』農業への転換を

（１）輸出拡大のための支援策を拡充せよ。

① 経済産業省の中に、農林水産物・加工食品の輸出促進を担当する部署を開設

オランダは、農業を貿易立国としての基軸に据え、研究機関、農業生産者及び食料・食品の生産・製造・輸送・輸出に関わる企業群との連携を取りながら、ＥＵのみならず世界をターゲットにした輸出の増大を図っている。これがオランダを、小国ながら世界第２位の農業輸出国にした所以である。もともと独立して存在していた農業省と経済省を統合して『経済・農業・イノベーション省』とし、その後、更に、新政府が名称を『経済省』と改めた。つまり、農業を国の経済を支える重要な産業のひとつと位置づけて、農業を含む国の経済政策を『経済省』のもとに一本化したのである。

日本政府は、インフラパッケージの輸出を官民共同プロジェクトとして取り組んでいる。農業についても同様のプロジェクトが必要である。グローバル化が加速する状況下において、そもそも、輸出は産業政策の一環として戦略策定を行うべきである。そのためには、製品・製品のいかににかかわらず、国家的な産業戦略を一元的に取り扱うべきであり、経済産業省の中に、農林水産物・加工食品の輸出促進を担当する部署を開設し、農林水産省よりも専門員を派遣し、一体運営をすべきである。

経済産業省の傘下である“ＪＥＴＲＯ”（日本貿易振興機構）は、世界に約 70 ヶ所に及ぶ拠点を構えて、両国間の貿易拡大に貢献している。“ＪＥＴＲＯ”では、農林水産物・食品、繊維、ライフサイエンス、機械・機器、環境・エネルギー、インフラ・プラントといった幅広い産業分野をカバーしており、展示会や引き合いを通じて、現地のマーケティングを行っている。従い、日本の農産物輸出に経済産業省が関与することは、貿易拡大のみならず、現地の消費者ニーズに合致した農産物生産につながり、結果的に、日本の農産物の輸出を最大限まで促進することができるのではないだろうか。

② アジアをターゲットとした輸出戦略の策定を実施

対象商品・輸出相手国・支援策から改めて検討すべきである。そして、輸出戦略に即した、輸出基地の整備も行わねばならない。例えば、日本のブランド牛の輸出を促進するためには、畜産の輸出基準を満たした加工施設の開設が必要であるが、現行では、5 ヶ所しかない。これでは、物流のロスも大きいので、産地ごとに加工施設を整備する必要がある。

③ 海外に常設の販売拠点を設置

日本の農産物の展示会などは、行政などの主導により開催されているが、より重要であるのは、海外の消費者が、常時、日本の農産品を入手できる環境を整備することである。日本品が一般

に広く普及した後は、現地企業や日系企業に任せればよいが、それまでの間は、海外に日本の農産品の販売拠点を政府の支援により設置すべきである。

④ 農業技術を輸出

例えば、農業の競争力強化に資する研究開発費や投資については、損金算入を認めるといったインセンティブがあれば、技術改革のスコープに農業が含まれるようになる。日本の製造業は、世界に冠たる技術を有している。日本の農業技術を農商工の連携により、スピード感を持って、より高度なレベルに引き上げるべきである。アジア市場は米作中心で、日本に類似した農業を営んでおり、日本の農業技術は、双方にとって繁栄をもたらす輸出品に育つ可能性は高い。日本の農機具・資材や農産品のみならず、農業技術自体を輸出することで、農産品よりも遥かに大きな収益を目指すべきである。

(2) ブランド化、高付加価値産品の支援策を拡充せよ。

日本食がユネスコ無形文化遺産に登録されることが決定した。政府は、かかる世界的な広報活動を行い、日本食の世界ブランド化を通じて、日本の農産品の販売網を広く世界に広げる支援を行うべきである。例えば、世界的な健康ブームを背景に日本食の効果を売り込み、日本食レストランの認定制度を作るなどして真の日本食を普及させるべきである。フランスは、ワインに代表されるように地域ブランドの世界普及に力を入れており、その付加価値ゆえに、他国のワインよりも高値で取引されている。こうしたブランド認証制度を、政府が支援することにより、世界に安心・安全で高品質な日本の農産品の輸出を後押しすべきである。

(3) 日本は、アジアの『フードバレー』、『ライスバレー』になれ。

オランダの『フードバレー』と呼ばれる民間企業と研究機関が集積したエリアでは、8,000人の科学者と、1,500の食品関連企業、70の化学会社、20の研究機関が集まり、『知』の情報交流を行っている。

日本の農産物は世界に類をみない高品質である。そうした農産物に関する知の集積地『日本版フードバレー』をつくり、大学・研究機関や民間企業が農家と一体になって栽培技術革新に取り組み、その技術をアジアに広めて世界の食料安全保障の一端を担うべきである。特に、アジアの主食であるコメ栽培は、日本のお家芸である。そこで、『フードバレー』の中核拠点として、コメに特化した『ライスバレー』をつくり、更なる品種改良や栽培技術、自動化技術の革新に取り組み、国際競争力を強化すべきだ。日本の『フードバレー』、『ライスバレー』を目指して、アジアの研究者が集まり、技術習得のための研修に農業者が集まれば、日本の農業に活気が蘇るであろう。こうした海外からの訪問者に日本食の良さが伝われば、日本の農産品にも注目が集まる。日本ブランドをアジアに広めるためにも、アジアの『フードバレー』、『ライスバレー』になるべきだ。消費地に近く、企業や研究機関も多い関西は、『ライスバレー』の候補地としてもよいだろう。

おわりに

当委員会の最初の講師であった韓国の農業ベンチャー大学の閔勝奎（ミン・スンギュ）学長（サムスン経済研究所・経済政策室長）は、大統領秘書官・農林水産食品部次官（副大臣）として、韓国農政に携わった経歴の持ち主である。ミン学長は、「99%の努力も大事だが、それよりも1%のひらめきが重要である」と、意識改革の重要性を語っている。韓国では、2001年に牛肉市場を開放したが、この後、韓国国産のおいしい牛肉を生産しようという機運が高まったようだ。生産量も生産額も、市場開放前と比較して倍増し、現在では、韓牛協会は市場開放を恐れていない。

日本も、「さくらんぼ」や「みかん」などで、同じような経験をしている。国際競争力は価格だけではなく、品質や、安心・安全といった付加価値を併せて比較するものであることを忘れてはならない。TPP交渉の結果がどのようなものになろうとも、日本の農業の国際競争力を強化し、農業を魅力ある成長産業に育てなければならない。そのためには、過去のしがらみや、岩盤規制に屈することなく、日本の農業の構造改革を断行しなければならない。

日本には人、技術、資金、情報がある。日本はモノ作りで世界をリードし、世界の競合と切磋琢磨しながら経験を積み重ね、たゆみないイノベーションによって発展してきた。しかし、せっかくのイノベーションも、日本独自の機能やサービス、制度などにこだわった結果、海外では受け入れられないケースもある。こうしたガラパゴス状態に陥ると、世界の成長から取り残されることになる。人口減少により国内市場が縮小する日本にとって、今まで以上に世界に目を向けて成長戦略を描く必要がある。

日本の復活のためには、農業分野においても、技術革新により付加価値の高い農産品を生産し、市場を拡大させなければならない。国内市場はもとより、海外市場をも視野に入れて、農業を若者に夢と希望を与えるグローバル産業に育てていくべきである。成功の鍵は、農家の意識改革と、イノベーションの推進にある。そして、そのためには、若者をどんどん農業留学に送り出し、世界に目を向けさせるべきである。欧米の農家は、農業に従事していることを誇らしく思っている。日本の農家も、欧米の農家と同様に、誇りを持って農業に従事してもらいたい。そのためには、日本の社会全体が農業に関心を持ち、農業を尊ぶ風潮を高めて行く必要がある。日本の若手農家が、夢と希望と誇りを持って農業に従事することが出来れば、間違いなく農業は、日本の成長産業になる。

以上

2012 年度/2013 年度 農業改革委員会活動状況

(役職は実施当時のもの)

平成24年(平成24年度)

6月 8日 講演会
「弱者が強者に勝つ方法」
講師：サムスン経済研究所 経済政策室長 関 勝 奎 氏
第1回委員会会合
「平成24年度の活動方針案について」

6月 9日 静岡県森町 視察
・鈴木農園
・今村メロン
・小澤製茶
・サンシャイン農場

6月12日 委員長会社ヒアリング(島根県)
・農事組合法人 ファーム宇賀荘
・農事組合法人 あかつきファーム今在家

6月13日 委員長会社ヒアリング(島根県)
・イオンアグリ創造(株) 島根安来農場

8月23日 講演会・第2回委員会会合
「食と農林漁業の再生について」
講師：農林水産省
大臣官房政策課首席企画官 大 坪 正 人 氏
経営局経営政策課戸別所得補償制度検討チーム補佐 小 坂 伸 行 氏

9月24日 講演会・第3回委員会会合
「農業法人の立場でみる農業改革の方向」
講師：日本ブランド農業事業協同組合 代表理事
有限会社ジェイ・ウィングファーム 代表取締役 牧 秀 宣 氏

10月21日～23日 委員長会社視察(韓国)

12月 4日 委員長会社視察(福井県あわら市)

平成25年

2月26日 第4回委員会会合
「平成24年度中間とりまとめについて」

3月26日 常任幹事会・幹事会にて
緊急提言案『農業改革を断行し、農業を成長産業に
-「儲かる」、「魅力ある」、「地域活性化」を目指せ-』を審議

4月17日 委員長会社ヒアリング(東京)
・農林水産省 農林水産政策研究所 国際領域 上席主任研究官 須田 文明氏

4月10日 緊急提言『農業改革を断行し、農業を成長産業に
-「儲かる」、「魅力ある」、「地域活性化」を目指せ-』を記者発表

平成25年（平成25年度）

5月21日 委員長会社ヒアリング(東京)
・東京農業大学 国際食料情報学部 国際バイオビジネス学科准教授 井形 雅代氏

5月22日 委員長会社ヒアリング(株式会社神明 海外・商品開発室、神戸)

5月24日 委員長会社ヒアリング(淡路島チャレンジファーム)

6月 5日 第1回委員会会合
「平成25年度の活動方針案について」

6月 6日 委員長会社ヒアリング(福井県坂井北部丘陵地：あわら市、坂井市三国地区)

7月 1日 講演会・第2回委員会会合
「企業の農業参入と農業政策のあり方」
講師：東京大学大学院 農学生命科学研究科教授 本間 正義氏

8月26日 講演会・第3回委員会会合
「次代へつなぐ地域農業とJAの役割」
講師：一般社団法人JC総研 理事 松岡 公明氏

8月27日～29日 委員長会社視察(韓国)

9月 3日 講演会・第4回委員会会合
「フランス農業の経営規模拡大と世代交代」
講師：農林水産省 農林水産政策研究所 国際領域 上席主任研究官
須田 文明氏

9月18日 委員長会社ヒアリング(愛媛県西条市)

10月 7日 講演会・第5回委員会会合
「オランダの農業と食品産業～スマートアグリとフードバレーを中心に」
講師：東京農業大学 国際食料情報学部 国際バイオビジネス学科准教授
井形 雅代氏

10月27日～11月 3日 フランス・オランダ農業視察

平成26年

1月15日 講演会・第6回委員会会合
「農業立国に舵を切れー農業は弱くないー」
講師：一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
山下 一仁氏

2月19日 第7回委員会会合
「平成25年度とりまとめについて」

3月27日 常任幹事会・幹事会にて
提言案『攻めの農業を目指そう！『儲かる』、『魅力ある』、
『地域を活性化させる』で若者に夢と希望を与える』を審議

4月 7日 提言『攻めの農業を目指そう！『儲かる』、『魅力ある』、
『地域を活性化させる』で若者に夢と希望を与える』を記者発表

2013 年度 農業改革委員会名簿

平成 26 年 3 月 27 日現在（敬称略）

委員長	小林 洋一	伊藤忠商事(株)	取締役副社長執行役員
委員長代行	酒井 真理	ピーチプロモーション(株)	代表取締役
副委員長	阿部 修司	ヤンマー(株)	顧問
"	植田 和保	近畿日本鉄道(株)	取締役専務執行役員
"	香川 芳江	香川メディカルグループ	理事長
"	加藤 誠	伊藤忠商事(株)	理事
"	桐山 健一	(株)神戸屋	取締役社長
"	澤木 良次	大建工業(株)	取締役社長
"	志賀 茂	がんこフードサービス(株)	取締役副会長
"	田村 英輔	(株)晃稜インターナショナル	会長
"	松谷 晴世	松谷化学工業(株)	取締役社長
"	南本 一彦	岩谷産業(株)	取締役副社長
委員	大野 敬	西日本電信電話(株)	秘書室 担当部長
"	岸 貞行	エア・ウォーター(株)	上席執行役員
"	坂巻 淳一	(株)日本政策投資銀行	関西支店 業務部長
"	白木 博之	三機工業(株)	執行役員関西副支社長
"	先崎 尚祐	三井物産(株)	関西支社副支社長
"	高士 雅次	(株)都島学園	代表取締役
"	武内 重治	伊丹老松酒造(株)	代表取締役
"	田所 伸浩	(株)魚国総本社	取締役社長
"	田中 豊	アートグリーン(株)	取締役社長
"	西原 克年	(株)島津製作所	専務執行役員
"	松本 孝	三和実業(株)	取締役会長
"	安田 裕之	日新航空サービス(株)	課長
"	柳 謙三	サントリーホールディングス(株)	社友
"	山村 輝治	(株)ダスキン	取締役社長
"	山本 絹子	(株)パソナグループ	取締役専務執行役員
"	若松 正身	エレコン(株)	取締役社長
正副委員長スタッフ	的場 佳子	伊藤忠商事(株)	関西業務室長
"	福田 高志	(株)食料マネジメントサポート	取締役社長
"	指田 和人	(株)食料マネジメントサポート	流通・リテールユニット マネージャー
"	三木 美和	伊藤忠商事(株)	大阪秘書部
"	鎌田 幸代	ピーチプロモーション(株)	司会・運営統括マネージャー
"	橋本 康治	ヤンマー(株)	社長室ソリューション・アライアンス 部部長
"	久松 裕	ヤンマー(株)	社長室ソリューション・アライアンス 部新規事業開発グループ 部長
"	松井 利樹	近畿日本鉄道(株)	総合戦略室事業開発部長
"	田邊 健二	香川メディカルグループ	事務長
"	黒木 いづみ	(株)神戸屋	経営企画室
"	照林 尚志	大建工業(株)	常務執行役員 経営企画部長兼秘書室長
"	鈴木 和夫	(株)晃稜インターナショナル	相談役
"	荒木 誠也	松谷化学工業(株)	主査
代表幹事スタッフ	吉岡 淳	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室部長
"	小倉 由紀	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室課長
"	三上 嘉則	サントリーホールディングス(株)	大阪秘書室
"	土塚 浩一	日本生命保険(相)	本店企画広報部長
"	田中 一宏	日本生命保険(相)	本店広報室長
"	桑畠 滋	日本生命保険(相)	企画総務部課長補佐
事務局	齊藤 行巨	(一社)関西経済同友会	常任幹事・事務局長
"	松尾 康弘	(一社)関西経済同友会	企画調査部長
"	本宮 亜希子	(一社)関西経済同友会	企画調査部